

令和5年度第2回
荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和6年1月23日（火）午後6時30分～午後7時35分
会場：サンパール荒川5階 第7集会室

小林子育て支援課長 それでは、定刻になりましたので、令和5年度第2回荒川区児童福祉審議会を開催いたします。

子育て支援課長の小林でございます。

皆様には大変ご多忙な中、遅い時間にもかかわらずご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず始めに、河津委員長よりご挨拶をいただければと思います。

河津委員長、よろしく願いいたします。

河津委員長 それでは、改めまして、皆さん、こんばんは。本日はどうぞよろしく願いいたします。

この児童福祉審議会も、6月29日に令和5年度の中の第1回を行いましたので、約半年ぶりになりますけれども、第2回になります。

今年は年が明けてすぐに能登の大地震が起きまし、翌日の日航と海上保安庁の飛行機事故もありましたし、思いがけない幕開けになっています。福祉業界でも、私の周辺でも、まず人が集まらないというところで、保育園でも多摩地域だと職員の方に合わせて定員を減らさざるを得ないという経営が、せっかくこんなにいい施設なのに残念、もったいないと思うような状態が出ておりますし、それから、改築を控えているところは、とにかく資材と人件費の高騰で2割以上上がっていますので、ゼネコンは万博のほうに全部、向こうのパビリオンが建つまではかかりきりだという話も聞いておりましたけど、能登の地震でさらに厳しい状態が起きていると思います。

国際情勢も厳しいですし、中井久夫先生のように、戦争は最大の人権侵害であると言われている方もいるぐらいなので、なかなか落ち着かない状況だと思いますけれど、せめて荒川区の中の児童福祉に関しては、いいものになってほしいなと思っております。

まず席次表は席上に配付してありますので、ご覧いただければと思います。

本日は、出席予定者が12名、欠席者が須永委員、片倉委員、後藤委員、金子委員、阿部委員、成重委員の6名となります。坂井部会長が遅れてご出席となるため、出席者は現時点で11名ですが、過半数で定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、会議録作成のために、本日の会議は録音させていただきます。会議録については、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

また、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により原則公開です。本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんので、このまま進行させていただきます。

それでは、事務局から本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、本日の審議の流れについてご説明いたします。机席にお配りしております資料の確認も併せてお願いいたします。

先ほど委員長からお話がありましたとおり、坂井部会長がこの前に出席されている会議の終了が遅くなったため、遅れてご到着の予定になってございます。そのため、案件の順番を変更いたしまして、まず次第の2番荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてを行いたいと思います。資料は資料2 - 1、2 - 2でございます。続いて2件目の案件といたしまして、次第の3番の荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」についてを行います。資料は資料3でございます。また、参考資料といたしましては、「あらかわ子どもほっとらいん」のチラシを配付させていただいております。最後に、坂井部会長が到着されてから3件目の案件といたしまして、各部会の開催状況についてを行いたいと考えてございます。資料は資料1でございます。

本日の流れは以上でございます。

なお、本会議時間につきましては、質疑応答も含めまして19時半までの1時間を想定しているところでございます。

それでは、よろしく願いいたします。

河津委員長 それでは、今の説明にもありましたように、案件の順番を変えまして、初めに子ども家庭総合センターの運営状況について、所管から説明をお願いいたします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 それでは、報告の(2)荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてご説明いたします。

まず資料2 - 1子ども家庭総合センター令和4年度事業概要について、ページ数が多くなっておりますので、ポイントを絞ってご説明いたします。

1ページから17ページまでは、荒川区の人口の推移や子ども家庭総合センター設置の経緯などを記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

18ページをお開きください。荒川区子ども家庭総合センター事業概要でございます。19ページには全国と東京都の相談受理件数を記載しております。

1枚おめくりいただきまして、20ページには全国と東京都の虐待対応件数を記載しております。全国、東京都共に増加傾向で推移しております。

21ページには荒川区の相談受理件数を記載しております。荒川区の相談受理件数は、令和4年度1,052件となっております。前年度から微減ですが、横ばいで推移している状況です。令和4年度の実績の内訳等につきましては、前回6月の児童福祉審議会のときにご説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきまして、令和5年度の実績につきまして、資料2 - 2でご説明をさせていただきます。

資料2 - 2、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況、こちらをお手元をお願いいたします。

資料2 - 2の項番の1、経路別相談受付状況でございます。表の右下、11月までの合計件数は888件となっております。相談経路として多いのは、右から4列目、家族・親戚が268件、その次が中ほどの列、警察等が193件、その次が一番右の列、その他、主に兄

弟受理になってございますが、こちらが98件となっております。

資料の裏面をご覧ください。2-1の種類別相談受付状況でございます。相談種別で多くなっておりますのは、一番左の列、児童虐待が462件、その一つ右、養護相談のその他、こちらはいわゆる養育困難の相談が123件、中ほどの列、障害のくくりの中の知的障害、こちらは愛の手帳の相談になりますが、90件となっております。

続いておめくりいただいて、資料2-2の2枚目をご覧ください。3の種類別相談対応件数でございます。一番左の列、助言指導につきましては628件、その右、継続指導が47件、その2つ右、児童福祉司指導が51件となっております。一番右の列、その他の56件につきましては、非該当終了となった相談等が計上されております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

河津委員長 それでは、ただいまの報告について、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

川松委員 ご説明ありがとうございました。ちょっと細かいことで恐縮ですが、資料2-2の2枚目の種類別相談対応件数で、入所件数が全10件のうちのその他が4件と結構多いので、その他で入所というのはどういう事例なのか、教えていただきたいと思いました。よろしくをお願いします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 種類別相談対応件数の中の児童福祉施設の入所の中のその他の4件でございますが、まず手続上、何らかの分類で受理しなければならないというところで、例えば、施設に入所している児童が別の施設に措置先の変更をするときなどに、その他で受理をして児童福祉施設の入所というところで、計上されているものでございます。

川松委員 ありがとうございます。

河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 種類別相談受付状況で知的障害の件数が90件となっている一方、種類別相談対応件数が93件になっているんですね。相談対応件数のほうが数が少ないんですけど、ここだけ増えているのは何か理由があるのでしょうか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 受理の件数と対応の件数が異なっているところは、受理をした日時と相談援助の方針を決定した日時がずれているというところで差異が生じているものでございます。例えば3月31日に受理したものについては、受理のほうに1でカウントされますが、援助方針が年度内に決まらないので、対応件数としてはそういう場合はゼロになります。逆に前年度に受理したものであっても、対応件数が年度をまたいで対応方針を決定したものについては、その次の年度に計上されます。今回は、たまたま対応件数のほうが多くなっておりますが、受理した日時と方針を決定した日時の時系のずれでこういう数字のずれが生じているものでございます。

長谷川委員 対応のほうが少ないようなので、ちょっと気になりました。ありがとうございました。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 たまたま時点のずれで対応ケースのほうが多くなってしまったというところでございます。前年度、愛の手帳の申請は受け付けていたんですけれども、実際の処理が決まったのが翌年度に行ってしまったと、そういった事例でございます。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

前年度と比べて若干の違いは出ていますけれど、そう特別大きく変わっているというわけでもなさそうですね。

どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員 令和4年度第3回の時の、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況(令和4年4月～11月分)の資料と比べてみますと、今回の相談受付件数が888件で、前年同月分は709件だったので、125%の増加、それから、今回の相談対応件数が823件で、前年同月分は583件で141%の増加と、かなり増えているようなんですね。今まで横ばいという印象があったんですけど、ここ1年で見ると増えているのかなという印象があるんですが、どうですか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 確かにこれまで令和2年度の開設以来、微減か横ばいぐらいで推移してございましたが、今年度につきましては、11月時点、前年の同月と比べて、委員のおっしゃるとおり、件数はかなり増えている状況でございます。私としても、なぜ増えているのかなというところで、内訳なども確認したところ、経路別のところで見ますと、家族・親戚のところはかなり増えてございまして、前年同月の187件からプラス81件と、かなり増えてございます。荒川区の相談経路別の特徴なんですけれども、全国等を見ると、警察からの相談が一番多い、圧倒的に半数程度を占めているところですが、荒川区では一番多いのは家族・親戚というところでございます。こちらの件数が増えているというところで、最近体感としても、子ども家庭総合センターにふらっと相談に来るケースがございます。区民の方に身近な相談機関として子ども家庭総合センターが認知されてきたところもございまして、家族・親戚からの相談が特に増えているのかなと推察をしているところでございます。

河津委員長 経路別の警察等は前年度よりは減ってきているんですね。家族・親戚は増えているというところですね。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 警察についても若干増えてはございます。警察につきましては、前年同月が150件なので、プラス43件というところで増えてはございますが、特に増え幅が多かったのが家族・親戚というところでございます。

河津委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

長谷川委員 今回、児童虐待相談の受付件数が462件、前年同月分が328件で14

1%、4割以上の増ということですね。その中でも身体的虐待が、前年同月が86件だったのが今回134件ですから、156%で5割以上の増ですね。これがちょっと気になるんですけど。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます、虐待の割合としては、心理的虐待が一番多くて、次が身体、ネグレクト、性的虐待の順で、割合としては昨年と変わらないんですけども、身体的虐待につきましては、プラス48件と増えているところでございます。ただ、全体的に虐待の件数が増えていますので、この辺りは警察からの通報が増えているというところ、あとはご家族の方からの相談が増えているというところが要因としてございますが、身体的虐待が今後増えていかないように、子ども家庭総合センターといたしましても、普及啓発などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

石塚子ども家庭総合センター所長 先ほど相談担当課長からの報告がございましたけれども、私からはより具体的に少しお話をさせていただこうかと思えます。

委員おっしゃいますように、身体的虐待が割合的には増えておりまして、昨年同月からしますと1.56倍増えているということです。心理的虐待が1.38倍、ネグレクトも1.28倍増えています。児童虐待相談件数のトータルでも1.4倍増えており、絶対数も増えているという状況です。

身体的虐待のところでは具体的な中身を申し上げますと、親から頭を叩かれるとか突き飛ばされるとか、あとは物を投げて当たったとか、身体的虐待というようなこと、あと、締め出しをするということで、重大な死亡するような身体的虐待というのはないですけども、そういう、家族間でのトラブル、それが子どもに波及して虐待になった、なおかつ、それが子どもの身体に影響を与えたということでの増加という形でございます。

そういったようなこともありますので、心理的虐待も増加しておりますけれども、身体的虐待となったケースが、昨年度より増えているというような形ですので、直接、身体的虐待がどうして増えたのかというようなことの原因につきましては、まだ捉えきれてはおりませんが、親子間でのやり取りの中でそういうようなことが起こっているという形から身体的虐待が増加という形で現れているというところでございます。

私からは以上です。

河津委員長 長谷川委員、よろしいでしょうか。

長谷川委員 はい。

河津委員長 ほかにはありますでしょうか。

では、齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 2点ございまして、1点目は、経路別相談受付のところ、学校が多いのは分かるんですけど、意外と保育園が16件と少ないなというか、保育園は、年齢的にも小さいし、虐待は小さい子に多いというところで、少ない理由とか何かあるのかなという点です。

それと、もう一点は、種類別相談受付状況のところ、8歳の子が触法行為等であるんですけど、これは具体的にどんなことか、教えていただくとありがたいなと思いました。以上です。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず1つ目の保育園の方の通告が少ないということについてでございますが、子どもの年齢的なものがあるかなと考えてございます。小学校に行くぐらいの年齢のお子さんであれば、自分から先生とかに相談することができますので、相談が先生に行って、そこから児童相談所につながってきたというケースが多々ございます。一方、保育園や幼稚園につきましては、なかなかお子さんから先生に伝えることができないので、先生のほうで傷やあざを発見したときに児童相談所につながっているというケースがございます。このため、子ども家庭総合センターといたしましては、そういった虐待の兆候を見逃さないように、保育園に対して出前講座などで普及啓発をしているところでございます。

2つ目の質問で、8歳の子の触法行為というのはどのようなものだったかということですが、資料を持ち合わせてございませんが、荒川区で受理している非行のケースについては、虞犯の中で一番多いのが金銭持ち出しです。例えば親御さんのお財布から金銭を持ち出して、何か大きい買物をしてしまったりですとか、あとは触法行為では、コンビニでお菓子を取ってしまったとか、そういった軽犯罪の事例が多くなってございます。

河津委員長 齋藤委員、よろしいでしょうか。

齋藤委員 年齢が低くても虞犯にはならず、触法になってしまうんですかね。

河津委員長 石塚所長、どうぞ。

石塚子ども家庭総合センター所長 補足ですけれども、委員ご指摘にあります8歳の触法行為ということですが、これにつきましては、万引きがほとんどでございます。万引きの何を盗んだかということでも、例えばお握りだとかパンだとか、空腹を満たすためのものを万引きするという場合と、カードゲームのカードが欲しさに万引きするというのでは、全然種類が変わってきますので、形的には触法行為、万引きなんですけれども、児童相談所としては、何を取ったかというようなことも勘案した上で、お握り、パン等の主食になるようなものを万引きした場合はネグレクト疑い、カードゲーム等々の場合には単純な触法ということもあって思います。我々としては何を万引きしたのか、万引きの時間帯ですとか、どんな状況だったかということも勘案した上で対応しているというところでございます。以上です。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

他の報告事項もありますから、先に進んで、時間が余ればまた質問を受けたいと思います。それでは、2件目の報告事項を所管課から説明をお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、次第で言うと3番目になりますが、荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」についてご説明いたします。資料は3になり

ます。

目的でございますけれども、荒川区子どもの権利条例の制定を受けまして、子どもの健やかな成長を図るため、子どもが権利侵害やその他不利益を受けた場合などにおきまして、専門的な知見に基づき適切かつ迅速に子どもの権利及び利益を擁護するものとなってございます。具体的に言いますと、事業内容といたしましては、学校や家庭等での困りごとなどで子どもの権利侵害や不利益を受けた子どもやその保護者からの相談に対して、弁護士や臨床心理士の子どもの権利擁護委員がその解決をサポートする中身になっています。

対象につきましては、荒川区に在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び保護者等としてございます。

相談受付時間につきましては、記載のとおりでございます。また、弁護士2名、臨床心理士1名、計3名の子どもの権利擁護委員による曜日当番制という形になってございます。

相談方法につきましては、電話、メール、LINEを活用したチャットの3つの方法になってございます。

事業につきましては、昨年10月からスタートしてございまして、活動実績といたしまして、12月までの3か月間でございますが、相談者6名、延べ相談(活動)件数は11件となっております。この実績の内訳ですけれども、相談者6件のうち5件が保護者の方からの相談になっています。1件が子ども本人からの相談となっております。

内容といたしましては、保護者からの相談ですけれども、自分の子どもの通うクラスの子どもが教員からひどい対応を受けているだとか、また、PTA活動に係る教員の対応の問題など、また、子どもからの相談の中では、親から虐待を受けているという相談もございました。

全体的に3か月たちまして、延べ件数で11件と、少ない状況でございます。子どもからの相談がまだ1件という状況でございますので、これまでも様々な媒体によりまして、子どもたちや大人に向けても周知をしまいいりましたけれども、今後さらなる周知に努めていきまして、相談の受けやすい環境、相談の周知ということを図ってまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

河津委員長 まだスタートして3か月というところですが、ご質問等があれば、どうぞお願いいたします。

川松委員、どうぞ。

川松委員 ご説明ありがとうございました。

子どもたちへの周知の方法について具体的にどのようにされているのか教えていただきたいなと思ったことと、もう一つは、一時保護所での権利侵害だとか、児童養護施設等入所の権利侵害についても権利擁護事業で受けるのかとか、社会的養護の子どもたちの訴えについても対応されるのか、その場合は同じようなスキームで行うのか、そのところをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

小林子育て支援課長 ご質問ありがとうございます。まず周知の方法でどんな方法をしてきたかということでございます。10月に事業をスタートするに当たりまして、各公共施設への案内チラシの配付、区報、ホームページ掲載、これは当然でございます。それと、各小中学校、区内にあります私立中学校も含めまして、小中学校の全校生徒へのチラシの配布をいたしました。また、区内に高校もございますので、高校へも複数の部数のチラシを配布して、配布に協力をいただいています。

そのほか、生涯学習課を通じて、青少年委員の会議体、少年団体の指導者の連絡会、子どもと比較的近い活動をされている委員の方へのチラシの配布、荒川区が発行している子ども向けの区報、区報ジュニアの子どもの権利特集号として周知をさせていただいてございます。また、SNSの活用も含めて、X(旧Twitter)や区公式のLINEでも配信してございます。

また、子どもの権利に関するパネル展を区内の公共施設で行いまして、その中でもチラシの配布をいたしまして、周知を図っているというところでございます。

それと、権利擁護の一時保護所と児童養護施設の子どものことでございますけども、まず制度といたしましては、子どもの権利擁護事業がございまして、一時保護所におきましては、意見箱というものを置いており、そこに入所している子どもたちが何か意見があったら意見用紙を入れる仕組みになっています。意見用紙の回収は、子育て支援課の職員が週に3日程度行って、意見箱の状況を把握しているという対応もしてございます。

意見箱を使いながらというのも当然ありますし、また、一時保護所や児童養護施設に入っているお子さんも、あらかじめ子どもほっとらいんの利用も妨げるものではないと思っておりますので、両面、こういった相談窓口があるということで、どちらも使っていただけるような形になっているということでございます。

以上でございます。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

掛川委員、どうぞ。

掛川委員 この事業について、電話などの相談の入り口があるということですが、資料3の裏面を拝見すると、調整活動を必要とする場合ということで、相談員だけではなくて調整に当たるということも想定されておりますが、これまでで調整に進んだというケースがあるのかどうかということについてお伺いしたいのが1点と、もし調整などで恐らく面談なども必要になるのではないかと思うんですが、そういった子どもとの面談ということについては、具体的にはどのような場所を想定して事業がつくられているのかを教えてください。

小林子育て支援課長 まず調整したケースということですが、実際まだ件数が少ない中ですが、1件だけ学校と調整した実績がございます。子どもの権利擁護委員が相談者の話も聞きつつ、学校に、事務局職員と同行し、学校長、副校長に対して、こういう相談が来

ていますよということで、話をしました。その後、学校側で状況の聞き取りや必要な指導をしていただきまして、そのことについても相談者に子どもの権利擁護委員から報告させていただいて、御理解を得ることができました。

また、2点目のご質問について、子どもからの相談を、まずは電話なりメールで受けまされども、実際に子どもと話ができたら、特に子どもが安心して話せる場所を子どもに聞き取りをしながら決めまして、その場でヒアリングなり相談に乗るといようなことは想定していますが、今のところ具体的なケースは来ていないという状況でございます。

掛川委員 ありがとうございます。子どもの権利擁護のためには、子ども自身の声を聞くことと、子どもが安心してお話ができるという環境の整備というのがとても大事かと思えますので、引き続きご対応いただければと思います。ありがとうございます。

河津委員長 実際にどう動いているかというのがよく見えない部分があるんですけど、相談に関しては、いわゆる事務局が前さばきというか、事前にある程度より分けをして、子ども家庭総合センターとは重複しないような案件をうまく取り上げていような形を取っているのでしょうか。それとも、希望があれば、仮に重複しても受けるということになるのでしょうか。

小林子育て支援課長 基本的には、別の相談窓口を使っていたとしても、こちらに相談が来たときにはしっかり対応するいような形になっています。

相談の受け方ですけれども、一旦こちらで受けてつなぐのではなくて、先ほどの資料にもございましたとおり、火曜日、木曜日、土曜日と指定した曜日に直接子どもなり保護者の方から相談をして、弁護士2名、臨床心理士1名の子どもの権利擁護委員が直接受ける形になります。直接受けて、そこで子どもたちが弁護士の方、また、臨床心理士の相談員に相談をして対応していくいような形になりますので、事前にほかのところで相談しているからそちらに行ってねいような前さばきをしないで、相談しに来たときには受け止めるいような形で対応しているところでございます。

河津委員長 場所はどこにあって、事務局いのは何人ぐらい職員がいらっしゃるのでしょうか。

小林子育て支援課長 子育て支援課が事務局になっていまして、専任ではないですが、今は、係長含めて2名の職員が担当しています。

河津委員長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

松岡委員、どうぞ。

松岡委員 このチラシは子どもに向けて作られたものだと思うんですけども、子どもの権利侵害、学校や家庭での困りごととかいいう文言がちょっと子どもには理解するのが難しいかなと思えました。もうちょっと簡単に、例えば友達のこととか学校のこと、自分のこと、こんな悩みはありませんかみたいな、そんな書き方だと分かりやすいんじゃないかなと

いうのと、あと、解決の手助けをしますというのは、結構表現が強いような感じがして、ちょっと引くんじゃないかなということと、あと、ホームページの相談員の説明のところにも、例えば秘密を守っていますとか、名前や学校を言わなくていいですとかという文言があると、相談しやすいんじゃないかなと思いました。

小林子育て支援課長 ご指摘ありがとうございます。ここの表現については、課内でも結構悩みました。委員おっしゃったように、ここもちょっと柔らかい表現とかでというのは確かにあったかなと思います。その中で、チラシにもありますとおり、見た目で見えるような形でのチラシを作成したというところで考えました。解決の手助けというところも、文言をどうしようかなというところはありませんでしたが、単純に相談を受けて、例えば関係機関につなぐという相談だけではなくて、今回は子どもの権利擁護委員が弁護士や臨床心理士という専門家という関係で、一定の問題の解決の一助になるようなところまではやれるのではないかという想定の下に、この事業をつくり込んでおりますので、表現として、ただ相談対応しますというだけではなくて、解決の手助けというところまで踏み込んだ形でやらせていただいたというところが経緯でございます。

また、ホームページにつきましては、委員おっしゃるように、秘密を守るだとかそういった部分は丁寧に表現として加えたほうがいいかなというのは、今、ご意見いただきましたので、修正等を含めて考えていきたいと思っております。以上です。

河津委員長 それでは、まだもう一点報告事項がありますので、もう一点の報告事項を終えた後でさらに時間が余りましたら、また全体的なご質問を受けたいと思います。

それでは、3件目の案件ですけれども、各部会の審議内容の報告です。事務局から部会ごとに説明をしていただいて、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思います。

まず里親部会から、事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、お手元の資料1をご覧ください。令和5年7月から12月の半年間におけます各部会でご審議いただきました内容でございます。

1枚おめくりいただきますと、まず里親部会の審議内容について記載してございます。里親部会につきましては、令和5年7月以降、2回開催いたしました。審議内容につきましては、7月に開催されました第2回におきましては、養子縁組里親・養育家庭二重登録の案件1件についてご審議をいただき、承認となっております。また、同時に報告事項といたしまして、里親登録の更新に関する件数についてのご報告もさせていただきました。

また、9月に開催いたしました第3回におきましては、養子縁組里親1件についてご審議いただき、承認となっております。

ご報告は以上でございます。

河津委員長 それでは、坂井部会長お願いいたします。

坂井里親部会長 里親部会は、この時期、件数は少なかったですけれども、1件1件、委員の皆様の下で丁寧な審議をしてきたと思います。いずれも適格という形になっています

けれども、承認としながらも、皆様で丁寧な審議をして、意見をつけながら進めてきたところ
です。

以上です。よろしく申し上げます。

河津委員長 ありがとうございます。非常に濃い議論というか、いろいろな注文とか、この
辺はどうだろうかという問いかけが出ていたように思いますし、その辺をかなりの確に
審議をしていただいたとっております。

それでは、次に権利擁護部会について、事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、お手元資料1の3ページをご覧ください。権利擁護部会
につきましては、令和5年7月以降、1回開催をしてございます。内容につきましては、令
和5年8月の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況に
ついてまずはお報告させていただきました。続きまして、権利擁護部会の諮問案件の現在の
状況についてご報告をさせていただきました。こちらにつきましては、令和3年度、4年度
にご審議いただきました案件につきまして、その後の経過や現在の状況について報告させ
ていただきまして、委員からご意見を頂戴いたしましたところでございます。

報告は以上でございます。

河津委員長 それでは、川松部会長お願いいたします。

川松権利擁護部会長 権利擁護部会は、本年度は諮問案件は今のところありません。前年
度までに諮問を受けた事例、3事例について、その後の経過についてご説明いただくという
回を1回設けていただきまして、その後の経過について確認ができましたし、それぞれ担当
の方々がお出席されていまして、意見交換ができて、いい機会をいただいたなと思
っています。

3件のうちの1件は、その後、承認をされていまして、施設に入所しながら過ごしておら
れますけれども、家庭訪問をその後もされていたり、あるいはお子さんとは毎月面会をされ
ていたり、あるいは児童心理司さんによるトラウマケアを毎月行っているという形で、頻度
的には高く丁寧に関わってくださっているなと思しました。

それから、残り2件は保護者の方が同意をされたので、取下げをされたということでした
けれども、そのうちの1件は、お子さんに対して代理人弁護士を立てられて、その結果、お
子さんが自分の気持ち、意見を伝えることができたということで、とてもよい取組になった
と思しました。

それから、もう一件は、とても深いトラウマを抱えていらっしゃる方で、医療機関と一緒
になって、ケアのプログラムをしていたんだけど、その反動が結構きつくて、中断しなが
ら様子を見守っていらっしゃるということで、かなり長い関わりになっていくので、慎重に
これから進められていく事例なのかなと思しました。

いずれにしても、丁寧にその後の経過の中で関わっていらっしゃると感じたところです。

諮問案件はないですけれども、諮問以外に権利擁護部会に助言を求める助言機能を活用

していただいて、対応が困難な事例について意見交換できるような場が時々、準備が大変なのでご負担だとは思いますが、開催させていただけるといいかなと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

河津委員長 ありがとうございます。権利擁護部会の案件がないというのは、多分喜ぶべきことなんだろうと思いますけれども、かつて挙がった案件がその後どうなったかということについては、私からも、私はオブザーバーではありますが、その後の状況について、何も案件がないならば、振り返りを一回やっていただいたらどうかと事務局には申し上げておきました。案件がないのは順調にいつているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 子ども家庭総合センターの児童福祉司のほうでも、保護者の方に丁寧に説明をして同意を得られている状況でございます。ただ、今回、現況を報告させていただいたケースで同意を得られなかった1ケースにつきましては、まだ現状、同意を得られていないところでございますので、場合によってはまた権利擁護部会に諮らせていただく可能性がある案件でございます。

河津委員長 起きてみないと分からないんですね。続けてあるかもしれないし、なければないときが続いているかもしれません。私も、議事録は読ませていただきましたけれど、前に案件が挙がったときに予想していなかったような状態が読み取れたりして、かなり深刻な事例だったんだなと改めて思うようなところもありました。

それでは、権利擁護部会についてもありがとうございます。保育部会と児童虐待死亡事例等検証部会については、この期間中には開催がございませんでした。

本件については以上とさせていただきます。

あと残りが六、七分ですけれども、どうぞお手をお挙げください。

それでは、川松副委員長、どうぞ。

川松副委員長 2022年の児童福祉法改正で、自治体で子どもの権利擁護の仕組みをつくっていくということが来年度から求められるようになりましたけれども、子ども自身が児童福祉審議会に申立てができる仕組みが求められているかなと思います。それは具体的には権利擁護部会になると思いますが、子ども自身からの措置の内容に関する申立て、あるいは広げて一時保護についても対象になるかもしれませんが、このことについて、荒川区としては今後、権利擁護部会を活用した子ども自身からの申立てについて検討されているかどうか、もしするとしたら、どうやって子どもに周知するか、どういう体制でやるのか、どういう事例を対象にするのかとか、非常に難しい点、整理すべき点も多いとは思いますが、荒川区として、お考えになっていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

河津委員長 事務局お願いします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 先ほど子育て支援課長からご説明申し上げ

た一時保護所の中に意見箱が設置されているという取組を既に実施しておりまして、その中では、意見表明支援員が児童の気持ちをしっかりとくみ取った上で、場合によっては児童福祉審議会にかけるということも可能な運用になってございます。ただ、今までの事例の中では、相談の中で拳がってきたのが職員の不満という、例えば担当児童福祉司を変えてほしいとかそういった意見がほとんどだったので、活用された事例はございませんが、今後児童福祉審議会に諮らせていただくということが事例として出てくる可能性もあるかなと考えてございます。児童福祉法の趣旨を踏まえまして、今後、国からガイドライン等も示されると聞いてございますので、そういったところをきちんと踏まえた上で、子ども家庭総合センターとして、児童相談所として運用を検討してまいりたいと考えてございます。

川松副委員長 意見箱は別のものであって、意見箱に出ている意見は児童福祉審議会への申立てになるとは想定されないんじゃないかなと思います。

アドボカシーは別途の課題として、それはそれだと思うんですけど、法改正で求められた3つの権利擁護事業の一番最初が、自治体で権利擁護の仕組みをつくるということ、これはかつて研究事業としてモデルが示されている、児童福祉審議会を活用した申立ての制度についても示されているものだと思います。具体的にどうするかとなると、検討が必要だと思いますが、意見箱とは別のものだと思います。児童福祉審議会の活用は、意見箱の意見だけが想定されているわけではないと考えるんですけども、いかがでしょうか。

小林子育て支援課長 子どもの権利の意見箱は、当初のスキームの中では、そこで出てきた案件で実際に意見表明支援員が話を聞いて、より専門的な調査が必要になった場合、権利擁護調査員が対応し、権利擁護調査員が調査に入ったようなケースについて権利擁護部会に報告するという認識をしているところでございます。そのあたりが十分にまだ周知の部分で共通の認識としてされていなかった部分かなと思います。また、そういったケースが今までないというところでございます。

川松副委員長 意見箱は児童相談所の中で対応して、子どもに対してきちんとフィードバックされるべきことだと思うんですけども、今問題にしているのは児童福祉審議会を活用した権利擁護の制度であって、アドボケーターがお聞きになった内容を児童福祉審議会に挙げるということも想定はされていないと思われ、アドボカシーが聞かれたことについては、児童相談所なりそれぞれで対応した結果を子どもに対してフィードバックして確認していくということを考えていくのではないかなと思うんですけど、そこはいかがなんでしょうか。今問題にしているのは、子どもが措置されたことや措置されなかったことに対して、意見を児福審に申し立てるという制度であって、そこは違うんじゃないかというふうに解釈しているんですけど、いかがでしょうか。

河津委員長 所長がお答えをさせていただいて、これを最後にします。

石塚子ども家庭総合センター所長 まず最初に、措置されているお子さん、それから、在宅もそうなんですけれども、子どもに対して、入所措置を決定しましたというときに対して、

職員からどういう説明があるのか、その説明に対して、子どもがどういうふうに答えるのか、これが基本だと思うんですけど、これについては、きっちりと担当児童福祉司に周知をして、子どもの意見をきちんと確認をして、その確認した中身をきちんと記録にとどめるというようなこと、これは最低ラインでございますので、これについては引き続き周知を図ってまいりたいと思っております。

ただ、それで措置に反対であるとか、あと一時保護をやめて家に帰りたいとかいうことで、子どもの権利に関するような案件があった場合、どういう流れで子どもの意見を吸い上げていくのか、そこを児童福祉審議会等々に諮るといような流れについては、これから確立していききたいところかなと思っております。そこは重要な点でございますので、そういうようなことをまず職員に周知を図りまして、その後の子どもの意見の対処の仕方についてルールをつくっていききたいかなと思っております。これにつきましては、国の方針ですとかそういったようなことも踏まえつつやっていく必要があるのかなと思っております。まずは担当の児童福祉司等々と子どもの意見のやり取り、これを丁寧に行って、なおかつ記録にとどめてきたということを中心に考えていききたいと思っております。

川松副委員長 すみません、1つだけ。ちょっと今の話で確認したいんですけど、子どもと意向が相違する場合は児福審の対象にすべきだと書かれています。これは措置を取る前になりますので、措置を取る前に子どもの意向と食い違う場合は児童福祉審議会に児童相談所から諮問するということは必要だと思います。さっきからお話ししていたのは、措置を取られた後、措置に対する、あるいは措置を取られなかったことに対する子どもの不満を受け付ける、申立てするというふうに思うんですけども、ちょっとご検討いただければと思います。

小堀子ども家庭部長 その点につきましては、今、ご議論があったのは、児童福祉審議会を第三者的な立場として、子どもたちが自由に意見を言えるような、受け付けられるような仕組みにというお話だと思います。荒川区、今も子ども家庭総合センターから報告がありましたけども、入所のケースも一時保護のケースもそんなに多くない状況で、仕組みをつくった後、どうやって実効性あるような運用を進めていくかというところのエビデンスも取りにくいような状況にあります。いろいろな自治体ですとか国の動向等をきちんと確認しながら、子どもたちの権利が措置の前も措置の後もしっかり守られるような仕組みについては、検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

河津委員長 本日はこれで終わりたいと思っております。

それでは、事務局にお返しします。

小林子育て支援課長 それでは、次回の審議会の日程等について簡単にご説明いたします。

今のところ、予定としては5月から6月頃を予定しているところでございます。それまでの期間には各部会を開催する予定としてございます。また、次回の審議会におきましては、

各部会における審議の報告、令和6年度の主な子ども・子育て支援施策などについてのご報告を今のところ予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。よろしくお願いいたします。

河津委員長 本日はどうもありがとうございました。